

## 社会福祉法人山口県共同募金会 緊急支援事業助成要綱

### 1 趣旨

山口県内の地域福祉を推進することを目的とする事業等であって、緊急に対応すべきものに助成するため、必要な事項を定めるものとする。

### 2 財源

緊急支援事業助成の財源は、緊急支援事業積立金からこれを支出する。

### 3 配分（助成）の対象及び基準

「山口県共同募金助成要綱の3」及び「山口県共同募金会県域助成に関する基準の3」に準じる。

### 4 助成の申込み

この助成を受けようとする者は、別に定める様式による助成申込書を、原則として市町共同募金委員会を經由して山口県共同募金会（以下「本会」という。）へ提出しなければならない。ただし、本会が特に認めた場合はその限りではない。

### 5 助成の決定

- (1) 助成申込書の内容が3の対象事業に該当するかどうかについて、配分委員会で調査・審議しその承認を得て会長が決定する。
- (2) 前項の定めにより助成の決定をしたときは、直近の理事会及び評議員会に報告するものとする。

### 6 助成金の交付・精算

助成金は、決定次第、受配者の請求により交付する。

ただし、事業が完了次第、精算し、本会へ報告するとともに、助成金に残余が生じた場合は直ちに指定口座へ返金するものとする。

### 7 使途の変更禁止

助成金は、指定された事業以外に使用してはならない。

### 8 助成の取消し及び返還

助成を受けた団体が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の全部又は一部の決定を取り消し、又は返還させることができる。

- (1) 助成事業を中止したとき。
- (2) 助成金を指定した事業に使用しないとき。
- (3) その他、本会の指示に反し、不相当と認めたとき。

## 9 助成金の使用年度

助成金の使用年度は、当該助成申込年度とする。

## 10 助成金の調査・指導

助成を受けた団体に対して、助成の使途に関係ある範囲で、適時、調査・指導を行うものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年9月14日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年9月14日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年6月22日から施行する。